

石狩市では令和6年4月1日から3号認定子どもの利用者負担額(保育料)を改定し、世帯年収、第1子の年齢にかかわらず、生計が同一であれば、第2子以降は無料といたしました。

### 保育標準(短)時間の場合の保育料月額 (3歳未満児)

(単位:円)

階層	階層区分		区分	保育標準時間	保育短時間
	定義				
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		なし	0	0
B	市町村民税非課税世帯 (多子計算の年齢制限なし)		なし	0	0
C 1	市町村民税均等割額のみ在世帯 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	6,500	6,300
			第2子以降	0	0
			第1子	2,700	2,600
			第2子以降	0	0
C 2	市町村民税所得割合算額7,800円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	10,000	9,800
			第2子以降	0	0
			第1子	3,000	3,000
			第2子以降	0	0
C 3	市町村民税所得割合算額48,600円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	17,600	17,300
			第2子以降	0	0
			第1子	3,000	3,000
			第2子以降	0	0
C 4	市町村民税所得割合算額54,600円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	21,000	20,600
			第2子以降	0	0
			第1子	3,000	3,000
			第2子以降	0	0
C 5	市町村民税所得割合算額61,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		うち57,700円未満		
			第1子	22,500	22,100
			第2子以降	0	0
			第1子	3,000	3,000
			第2子以降	0	0
			うち57,700円以上		
第1子	22,500	22,100			
第2子以降	0	0			
第1子	3,000	3,000			
第2子以降	0	0			
C 6	市町村民税所得割合算額70,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	24,000	23,500
			第2子以降	0	0
			第1子	3,000	3,000
			第2子以降	0	0
C 7	市町村民税所得割合算額79,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		うち77,101円未満		
			第1子	27,000	26,500
			第2子以降	0	0
			第1子	3,000	3,000
			第2子以降	0	0
			うち77,101円以上		
第1子	27,000	26,500			
第2子以降	0	0			
C 8	市町村民税所得割合算額88,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	28,500	28,000
			第2子以降	0	0
C 9	市町村民税所得割合算額97,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	30,000	29,400
			第2子以降	0	0
C 10	市町村民税所得割合算額106,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	35,600	34,900
			第2子以降	0	0
C 11	市町村民税所得割合算額124,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	37,800	37,100
			第2子以降	0	0
C 12	市町村民税所得割合算額133,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	40,100	39,400
			第2子以降	0	0
C 13	市町村民税所得割合算額151,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	42,300	41,500
			第2子以降	0	0
C 14	市町村民税所得割合算額169,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	44,500	43,700
			第2子以降	0	0
C 15	市町村民税所得割合算額244,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	54,900	53,900
			第2子以降	0	0
C 16	市町村民税所得割合算額301,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	61,000	59,900
			第2子以降	0	0
C 17	市町村民税所得割合算額397,000円未満 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	69,300	68,100
			第2子以降	0	0
C 18	市町村民税所得割合算額397,000円以上 (多子計算の年齢制限なし)		第1子	83,200	81,700
			第2子以降	0	0

網掛けの部分は、要保護世帯等(ひとり親世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯など)の場合の保育料です。